

大分市立東部地域小中学校体育館空調設備整備事業 新旧対応表

■入札説明書

該当箇所	旧			新		
P9 (2)	日 程		内 容	日 程		内 容
	令和 6 年	6 月 12 日	入札説明書等の公表	令和 6 年	6 月 12 日	入札説明書等の公表
		6 月 12 日～ 6 月 19 日	第 1 回入札説明書等に関する質問の 受付期間		6 月 12 日～ 6 月 19 日	第 1 回入札説明書等に関する質問の 受付期間
		6 月 19 日	現地見学会（全対象施設）の 申込受付期限		6 月 19 日	現地見学会（全対象施設）の 申込受付期限
			}			}
		8 月 23 日	資格確認結果の通知		8 月 23 日	資格確認結果の通知
		9 月 13 日	入札書及び提案書の受付期限		9 月 13 日	入札書及び提案書の受付期限
		10 月下旬	落札者の決定		10 月下旬	落札者の決定
		10 月下旬	審査講評の公表		10 月下旬	審査講評の公表
		11 月	基本契約・設計業務委託契約の締結 及び工事請負契約の仮契約締結		11 月	基本契約・設計業務委託契約の締結
		12 月下旬	大分市議会の議決、工事請負契約の 本契約締結、工事監理業務委託契約 及び維持管理業務委託契約の締結	令和 7 年	1 月上旬	工事請負契約の仮契約締結
					3 月下旬	大分市議会の議決、工事請負契約の 本契約締結、工事監理業務委託契約 及び維持管理業務委託契約の締結

■設計業務委託契約書（案）

該当箇所	旧	新
P9 第 39 条	(部分引渡し) 第 39 条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 33 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 34 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 33 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 34 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 3 前 2 項の規定により準用される第 34 条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第 1 号中「指定部分に相応する業務委託料の額」及び第 2 号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前 2 項において準用する第 33 条第 2 項の通知をした日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 (1) 第 1 項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額	(部分引渡し) 第 39 条 成果物について、発注者が設計図書において業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、当該指定部分の業務が完了したときについては、第 33 条中「業務」とあるのは「指定部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「指定部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 34 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 2 前項に規定する場合のほか、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、発注者は、当該部分について、受注者の承諾を得て引渡しを受けることができる。この場合において、第 33 条中「業務」とあるのは「引渡部分に係る業務」と、「成果物」とあるのは「引渡部分に係る成果物」と、同条第 4 項及び第 34 条中「業務委託料」とあるのは「部分引渡しに係る業務委託料」と読み替えて、これらの規定を準用する。 3 前 2 項の規定により準用される第 34 条第 1 項の規定により受注者が請求することができる部分引渡しに係る業務委託料の額は、次の各号に掲げる式により算定する。この場合において、第 1 号中「指定部分に相応する業務委託料の額」及び第 2 号中「引渡部分に相応する業務委託料の額」は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前 2 項において準用する第 33 条第 2 項の通知をした日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 (1) 第 1 項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額

	指定部分に相応する業務委託料の額×（１－前払金の額／業務委託料の額） (2) 第２項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額 引渡部分に相応する業務委託料の額×（１－前払金の額／業務委託料の額）	指定部分に相応する業務委託料の額×（１－前払金の額／業務委託料の額） (2) 第２項に規定する部分引渡しに係る業務委託料の額 引渡部分に相応する業務委託料の額×（１－前払金の額／業務委託料の額）				
第 39 条の 2		(債務負担行為に係る契約の特則)				
(記載なし)		第 39 条の 2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。				
		<table><tr><td>令和 6 年度</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>円</td></tr></table>	令和 6 年度	0 円	令和 7 年度	円
令和 6 年度	0 円					
令和 7 年度	円					
第 39 条の 3		2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。				
(記載なし)		<table><tr><td>令和 6 年度</td><td>0 円</td></tr><tr><td>令和 7 年度</td><td>円</td></tr></table>	令和 6 年度	0 円	令和 7 年度	円
令和 6 年度	0 円					
令和 7 年度	円					
		3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第 1 項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。				
		(債務負担行為に係る契約の前金払の特則)				
		第 39 条の 3 債務負担行為に係る契約の前金払については、第 36 条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、「この契約締結の日」とあるのは「この契約締結の日（この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、予算の執行が可能となる日）」と、第 36 条及び第 37 条中「業務委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額」と読み替えて、これらの規定を準用する。				

		2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 36 条の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。 3 第 1 項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第 36 条の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分 (円以内) を含めて前払金の支払を請求することができる。 4 第 1 項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定により準用される第 36 条の規定にかかわらず、受注者は、業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。 5 第 1 項の場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第 37 条第 3 項の規定を準用する。
--	--	---